

環境保全型農業直接支払交付金
群馬県 中間年評価報告書

I 都道府県における環境保全型農業推進の方針等

群馬県では、有機農業推進法に基づき策定している『群馬県有機農業推進計画』において、「有機農業」を最も環境に配慮した農業として位置づけており、「有機農業」の取組に向けたステップとして、土づくりを基本として化学肥料・化学農薬の使用量を2割削減する「エコファーマー認定」や、地域の慣行基準と比較して5割以下に削減する「特別栽培認証制度」を位置づけている。

令和3年5月には「みどりの食料システム戦略」が策定され、2050年までに「有機農業」の取組面積を100万haとするという具体的な目標設定が示されたことを受け、農業者の取組に応じた支援を行い、環境に配慮した農業の定着を図るとともに、本交付金を活用しながら「有機農業」のさらなる生産拡大を推進している。

【群馬県有機農業推進計画における環境保全型農業推進の位置づけ】

少 ↑ 環 境 へ の 負 荷 ↓ 大		一般的な農業 (慣行栽培) エコファーマー  群馬県特別栽培農産物  有機農業 			
資 材 の 投 入 量	化学 農薬	慣行量	 20%以上削減	 50%以上削減	 原則使用せず！
	化学肥 料	慣行量	 20%以上削減	 50%以上削減	 原則使用せず！

II 取組の実施状況

1 支援対象取組の実績

項 目	(参考) R1 実績	R2 実績	R3 実績
実施市町村数	17	17	16
実施件数	25	26	23
交付額計 (千円)	11,062	16,941	16,288
実施面積計 (ha)	147	166	166

取組別実績	有機農業	実施件数	21	21	19
		実施面積 (ha)	111	126	126
		交付額 (千円)	8,867	14,789	14,241
	堆肥の施用	実施件数	2	2	1
		実施面積 (ha)	18	19	19
		交付額 (千円)	803	822	763
	カバークロップ	実施件数	2	3	3
		実施面積 (ha)	17	22	21
		交付額 (千円)	1,392	1,330	1,284
	リビングマルチ	実施件数	0	0	0
		実施面積 (ha)	0	0	0
		交付額 (千円)	0	0	0
	草生栽培	実施件数	0	0	0
		実施面積 (ha)	0	0	0
		交付額 (千円)	0	0	0
	不耕起播種	実施件数	0	0	0
		実施面積 (ha)	0	0	0
		交付額 (千円)	0	0	0
	長期中干し	実施件数	0	0	0
		実施面積 (ha)	0	0	0
		交付額 (千円)	0	0	0
	秋耕	実施件数	0	0	0
		実施面積 (ha)	0	0	0
		交付額 (千円)	0	0	0
	地域特認取組 ※取組別に記載	実施件数	0	0	0
		実施面積 (ha)	0	0	0
		交付額 (千円)	0	0	0

2 推進活動の実施件数

推進活動		(参考) R1 実績	R2 実績	R3 実績
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動				
	技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布	0	2	3
	実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査	1	0	0
	先駆的農業者等による技術指導	3	3	3
	自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施	1	1	0
	ICT やロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組	0	0	0
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動				
	地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催	9	10	13
	土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定	5	10	8

その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動				
	耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	7	4	4
	中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	0	2	3
	農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用	0	2	2
	その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施	0	6	2

3 都道府県が設定した要件等

(1) 実施要領第4の1の(1)のイにより都道府県が設定した堆肥の施用量及び交付単価

堆肥の種類	対象作物	10 アール当たりの施用量	10 アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)
設定なし			

(2) 実施要領第4の1の(9)により都道府県知事が特に必要と認めた取組

取組名	取組の概要	設定なし
	対象地域	
	対象作物	
	10 アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)	

(3) 実施要領第4の2の(4)により設定された化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例

作物名	対象地域	設定された特例の内容
設定なし		

(4) 実施要領第4の3により設定された、地方公共団体が定める地域独自の要件

地方公共団体	独自要件の内容
設定なし	

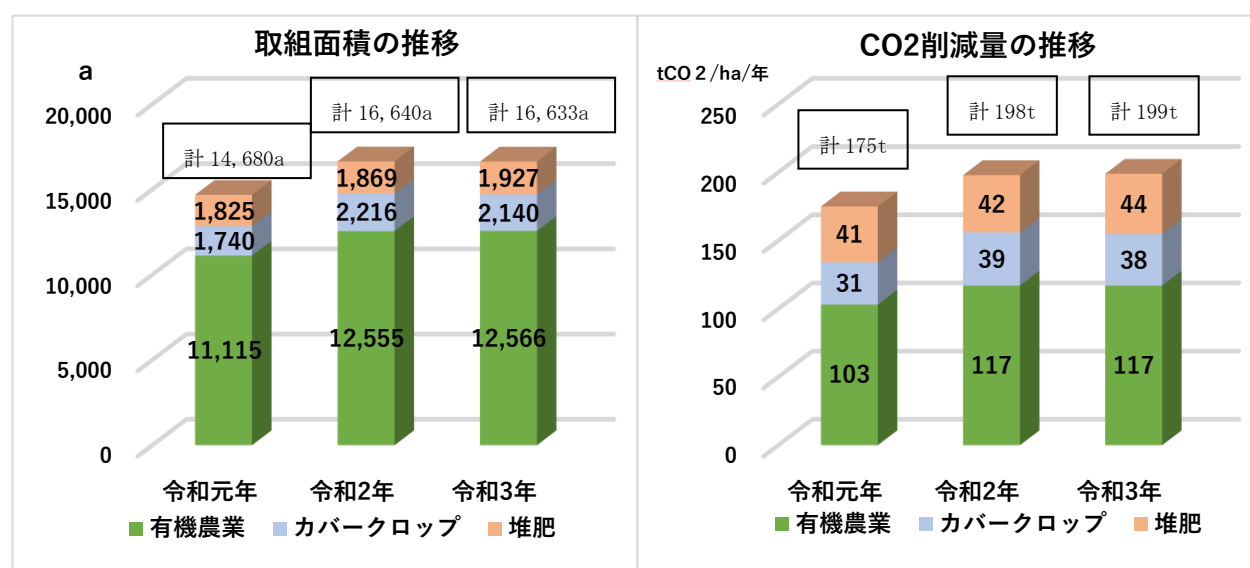
Ⅲ 環境保全効果等の効果

1 地球温暖化防止効果

全国共通取組のうち本県が実施している「有機農業」・「堆肥の施用」・「カバークロップ」は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第1期最終評価（令和元年8月）において「地球温暖化防止効果が高い」と評価されており、取組毎の単位あたりの温室効果削減量も示されている。

本県における3つの取組のCO₂削減量は、合計すると令和元年度の175tから令和3年度の199tに増加しており、24t分のCO₂削減が達成されている。これは、令和元年度と比較して11.7%の伸び率であり、本交付金の活用によって営農活動に由来する地球温暖化ガスの削減に寄与している。

【交付金を活用した取組による温室効果ガス（CO₂）の削減効果】



※CO₂削減量は、県内実施面積に対して、第1期制度で示されている各取組の削減値（tCO₂/ha/年）を乗じて算出

なお、新しい科学的知見を踏まえた各取組の温室効果ガス削減効果を算定するため、令和4年度に農業者の営農実態を調査して国に報告しており、全国の調査結果を踏まえた温室効果ガス削減効果の検討結果が国の中間年評価において示されることとなっている。

2 生物多様性保全効果

全国共通取組の「有機農業」は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第1期最終評価（令和元年8月）において「生物多様性保全効果が高い」と評価されている。

本県では、令和元年度の11,115aから令和3年度には12,566aに増加しており、令和元年度と比較して13.1%の伸び率であり、生物多様性保全に資する取組の面積が拡大している。

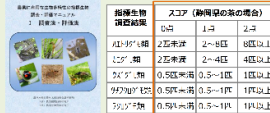
令和3年度に群馬県で実施した生物多様性保全効果に関する調査では、調査実施要領に基づき、鳥類であるサギ類、アシナガグモ類、水田の畦畔植物類によって評価を行った。調査の結果、有機農業の取組を実施しているほ場では、慣行的な管理下のほ場と比較して畦畔に自生する指標植物が多く見受けられるとともに、ほ場に生息するアシナガグモ類の捕獲数も多く、有機農業の取組を実施しているほ場において高いスコアを示す結果となった。

なお、全国の調査結果を踏まえた生物多様性保全効果の検討結果が国の中間年評価において示されることとなっている。

【生物多様性保全効果における評価基準】

農業に有用な生物多様性の指標生物調査・評価マニュアル

- 農林水産省農林水産技術会議事務局・農業環境技術研究所・農業生物資源研究所が平成24年に刊行
- 農林水産省委託プロジェクト研究「農業に有用な生物多様性の指標及びその評価手法」の成果として、地域・作物ごとに設定した指標生物（主に水田生物）の指標値により、田場の生物多様性を評価する手法をとりまとめている。
- 水田及び基の調査と利用



スコアの合計値
8～10：S（生物多様性が非常に高い）
5～7：A（生物多様性が高い）
2～4：B（生物多様性がやや低い）
0～1：C（生物多様性が低い）

鳥類に優しい水田がわかる生物多様性の調査・評価マニュアル

- 農林・鳥獣害防除技術総合研究機構農業環境変動研究センターが平成30年に刊行
- 農林水産省委託プロジェクト研究「生物多様性を利用した安定的農業生産技術の開発」の成果として、鳥類や植物を指標生物として田場の、田間のほかのりやもさを改善し、水田の生物多様性を評価する手法をとりまとめている。
- 水田の調査と利用



スコアの合計値
5以上：S（生物多様性が非常に高い）
3～4：A（生物多様性が高い）
1～2：B（生物多様性がやや低い）
0：C（生物多様性が低い）

立地	種群名	種名
本田	ウキクサ類	アオウキクサ、ウキクサ、コウキクサ
	ジシバリ類	ジシバリ、オオジシバリ
畦畔	チドメグサ類	チドメグサ、ノチドメ、オオチドメ
	ムラサキサギゴケ	ムラサキサギゴケ
	ミゾソバ	ミゾソバ
	ヨモギ類	ヨモギ、ニシヨモギ



・調査方法は、畦畔と畦畔ぎわ（本田）の見取り調査
→ 出現した指標種（群）の数で評価

※調査実施要領 別紙より引用

【有機農業の取組を実施しているほ場における各種指標動植物の調査結果】

有機ほ場	有機①		有機②		有機③		有機④	
	個体数	スコア	個体数	スコア	個体数	スコア	個体数	スコア
サギ類	0	0	0	0	0	0	1	1
アシナガゲモ類	6	1	7	1	21	2	21	2
畦畔植物類	3	2	3	2	4	2	4	2
評価	A		A		A		S	

【慣行的な管理下のほ場における各種指標動植物の調査結果】

慣行ほ場	慣行①		慣行②		慣行③		慣行④	
	個体数	スコア	個体数	スコア	個体数	スコア	個体数	スコア
サギ類	0	0	0	0	0	0	0	0
アシナガゲモ類	2	0	31	2	1	0	4	0
畦畔植物類	3	2	1	0	1	0	1	0
評価	B		B		C		C	

3 その他の効果

本事業の推進活動において、地域住民との交流会等の実施機会が増加しており、有機農業をはじめとする環境保全型農業の消費者への理解増進に寄与している。

IV 事業の評価及び今後の方針

1. 事業の評価

県内の本事業を活用した取組面積は令和元年度と比較して令和2年度には19ha増加し、令和3年度にかけてはその取組が維持されており、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動が県内で着実に取り組まれている。第2期制度における取組面積の増加の主な要因は、有機農業の交付単価引き上げに伴い有機農業の取組面積が増加したことが主因として考えられる。一方で、事業の実施件数については、大幅な増加は認められないことから、新規の農業者グループの取組分の増加ではなく、既存農業グループの生産拡大による面積増加であることが推察される結果となった。有機農業については、交付単価の見直しにより、第1期よりも取組面積が拡大している。第2期制度でも継続して支援を行うことで面積拡大につなげていくことが重要となる。

令和2年度からは、新たに全国共通取組（リビングマルチ、草生栽培等）が追加されたが、化学農薬及び化学肥料の5割削減と組み合わせての取組実施は、ハードルが高いことが想定されることから面積等の拡大にあたっては、技術的な課題の解決が伴わないと難しいと考える。

「生物多様性保全効果」については、有機的な管理を実施しているほ場だけではなく、周辺環境や周辺ほ場の影響も大きく受けることから、効果をさらに高めるためには、有機農業をはじめとする環境保全型農業の地域における面的な広がり、取組の集約化が課題となる。

2. 今後の方針

令和3年5月には、「みどりの食料システム戦略」が策定されるとともに、令和4年度には、肥料をはじめとする農業資材の価格高騰が農業経営を圧迫している中、農業のグリーン化と資材高騰を契機として、有機農業をはじめとする環境保全型農業への転換を推進することとしている。

各農業者の取組については、その地域に環境保全型農業の取組の基盤があるか否かも大きな要因となっている。本県は、山間部から平坦部にかけて多様な気候であり、病害虫管理など栽培上の観点からも、取組やすさに地域差が生じている。一律で生産者を本事業の取組に誘導したり、目標をあげて取り組んだりすることは必ずしも実態にそぐわない場合もあるため、地域の実情に合わせて取組を選択し、市町村と連携して本交付金を積極的に活用しながら環境保全型農業を推進したいと考えている。